

令和4年度実施  
沖縄県教育委員会職員（船員等）採用選考試験

**受験願書等作成要領**

**記入全般**

- 1 記入に際しては、受験者本人が黒のボールペンを用い楷書で記入すること。
- 2 書き間違えた場合は、二重線で消し、そばに訂正したものを記入すること。
- 3 太枠欄は、もれなく記入・選択・記入すること。
- 4 各項目とも特に記載する事柄がなければ、空欄のままにせず、「特記事項なし」または「特になし」と記入するか斜線を引くこと。

**【受験願書 No. 1】**

**1 試験区分**

- ア 試験区分欄は、該当する項目の欄に○を1つ選択すること。  
イ 受験願書受理後の試験区分の変更は認めない。

**2 氏名・住所・連絡先**

- ア 「現住所」及び帰省先等住所がアパートや下宿の場合は、「〇〇アパート〇号室」や「〇〇方」とアパート名や下宿先も省略せずに記入すること。  
イ 「受験票等送付先」は、受験票及び合格通知送付先を記入すること。現住所と同じ場合は「同上」と記入すること。  
ウ 印刷後、写真は裏面に氏名を記入し、「受験願書」の所定の位置にはがれないようにしっかりと貼ること。デジタル写真については、画像が鮮明で写真用紙に印刷したものとする。カラーコピー等は不可とする。  
エ 「Eメール」の欄は、願書の記載内容等の確認のために用いることがある。  
以下のドメイン名(@ (アットマーク) 以降)からのメールを受信できるようにしておくこと。  
**ドメイン名 : pref.okinawa.lg.jp**

**3 学歴**

- ア 最終学歴等の欄は、学校名、学部、学科・課程、専攻・専修等の正式名称を正確に記入すること。(大学等の通信課程を卒業した者も同様)  
※最終学歴とは、上位の学校をさす。(例: 短大卒業後、資格取得のため専修学校を卒業した場合は、最終学歴は短大名を記入すること。)  
イ 「国立・公立・私立」、「短大・大学・大学院」のそれぞれに該当する名称を選択し、該当するものが無い場合は「その他」を選択すること。

**4 免許・資格等**

- ア 該当する項目にすべてに○を記入し、証明書の写しを提出すること。  
イ 取得見込みの場合は取得見込み年月を記入すること。  
ウ その他船舶に関する免許・資格を所持している場合は、枠内に記入すること。

**5 署名欄**

- ア [受験願書の下欄] 署名欄の年月日は、願書の記載が全て完了し点検も終えた日とする。

**【受験願書 No. 2】**

**6 職歴**

- ア 職歴欄は今までの勤務上の経験（自家営業も含む）を新しいものから記入すること。  
記入欄に入らない場合は、新しいものを優先し、入る分まで記入すること。  
イ 職歴がない場合は、「〇〇在学中」や「無職」または「在宅」等と記入すること。  
ウ 職歴欄は、アルバイト以外のものを優先して記入すること。

**7 趣味・特技**

趣味・特技を記入すること。

**8 抱負**

志望する理由等、船員として、積極的に取り組みたいことについて記入すること。

## 【受験票用はがき作成要領】

- 1 様式を点線で切り取り、日本郵便の通常はがきのあて名面、裏面にそれぞれ貼り付け、「氏名」を記入し、「試験区分」の該当する欄に○を記入すること。それ以外の欄には何も記入しないこと。
- 2 はがきのあて名面には、自分の郵便番号・住所・氏名を記入すること。氏名の敬称は「様」のままで修正しないこと。

## 【写真票用紙作成要領】

写真は受験願書と同じ写真を貼付し、氏名、ふりがなを記入し、「試験区分」の該当する欄に○をすること。

### 書類の送付 ※出願に当たって送付すべきもの

#### (a) 「受験願書No. 1・No 2」

太枠内に記入・記入もれがないか確認し、受験願書のNo 2 左上の指定欄に糊付けし、受験願書のNo 1 の裏面と紙の左上端が重なるように貼り合わせること。

#### (b) 「受験票」(受験票用はがき)

日本郵便の通常はがき等に、「作成例」を参考にして様式を貼り付け、必要事項を記入すること。はがきに63円分の切手を貼付すること。

#### (c) 「写真票」(出願から6か月以内に撮影したものを使用すること)

願書と同じ写真を貼付すること。

#### (d) 資格・証明書等の写し

#### (e) 「出願書類提出様式」(角形2号封筒)

角形2号封筒に「出願書類提出様式」を貼付し、上記の書類を入れて送付する。

- 1 簡易書留または特定記録便にて郵送する。令和4年9月16日(金)当日消印有効である。  
※受付最終日に郵送する際は速達にすること。
- 2 速達にする場合は、所要額の切手を貼り付け、封筒上端に「速達」と朱書きすること。
- 3 転居等で住所の変更が生じた場合は、郵便局に「転居届」を提出し、郵便物の転送依頼に関する手続を各自で行うこと(詳細は郵便局へ問い合わせること)。